

平成27年度

第1回

南三陸町都市計画審議会

平成27年8月10日(月) 14:00~

南三陸町役場大会議室

署名委員

依藤雄一

平成27年度第1回南三陸町都市計画審議会議事録

日 時：平成27年8月10日
14:00～15:20
於 : 南三陸町役場大会議室

1 出席者

都市計画審議会委員

阿蘇東彦委員、及川善祐委員、加茂川融委員、佐藤雄一委員、千葉教行委員、
山本貴和委員、後藤伸太郎委員、高橋兼次委員、三浦清人委員

事務局（復興市街地整備課）

最知副町長、小原田課長、男澤課長補佐、遠藤係長、

傍聴者

報道関係者・一般傍聴者ともになし

2 委嘱状交付

【事務局】 開会に先立ち、4月の人事異動で新しく南三陸警察署長に阿蘇東彦様が着任されたため、当審議会の委員として委嘱いたします。

3 出席委員数確認

【事務局】 委員定数10名に対して、本日の出席委員数9名であります。審議会条例第5条第2項に規定する委員の2分の1以上の出席があるため、本審議会は成立するものと報告いたします。

4 副町長挨拶

【副町長】 本来であれば、町長が挨拶をするところですが、本日は出張しているため、代って副町長の最知がご挨拶申し上げます。

本日は第1回の南三陸町都市計画審議会を開催いたしましたところ、お盆前の暑い中、お忙しいところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。震災から4年5か月が経過し、志津川市街地では早期街開きに向けて工事が急ピッチで進行中であります。先日新聞でも掲載された通り、天王前地区に進出を予定しており、ウジエスーパーと8月4日に立地協定を締結させていただいたところです。町は平成28年度内を目処に用地の引き渡しを行い、その後ウジエスーパーによる速やかな立地と町内からの雇用が図られて、平成29年の末頃の開業を目指して建設を進める予定と伺っています。これまで買い物に不便をきたしていた町民の皆様にも明るい話題を提供でき、これを機に多くの町民の皆様がお戻りいただけるように、これまで以上に事業を進めてまいりたいと考えています。

本日は、松原公園の移設、震災復興祈念公園の追加に関わる都市計画公園の変更と、都市計画道路の変更という、大変重要な案件が用意されています。皆

様には、活発なご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

5 会長挨拶

【会 長】 お盆前のお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。今日の審議会がこのメンバーで行う最後の審議会になると思います。2年間にわたりご審議頂きありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

6 配布資料の確認等

【事務局】 審議前ではありますが、最知副町長は他の公務のため、退席させていただきます。

続いて、配布資料を確認させていただきます。次第、配席表、審議会委員名簿、議案書、資料1都市計画公園変更概要説明書、資料2都市計画道路変更概要説明書、以上であります。

7 議事録署名人指名

【会 長】 審議会条例運営規程第4条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名人には、佐藤雄一委員を指名いたします。

8 傍聴者・公開の可否

【会 長】 審議会の公開に先立ち、一般傍聴者及び報道関係者の傍聴申し出について報告いたします。

【事務局】 本日は、一般傍聴者及び報道関係者からの傍聴の申出はなかったことを報告いたします。

【会 長】 本日の審議会を公開とすべきかどうかについて、事務局の考え方をお聞きいたします。

【事務局】 本日の議案に対して、南三陸町情報公開条例第8条各号に規定する、公開する事が出来ないとされる情報及び個人情報に含まれておらず、非公開とする事由は認められないため、本審議会は、全て公開しても差し支えないものと考えます。

【会 長】 事務局から説明がありましたが、質問・意見はありませんか。
(質疑なし)

【会 長】 それでは、本日の審議会は全て公開とし、傍聴についても認めることといたします。

9 議 事

(1) 第1号議案 都市計画公園の変更

① 事務局説明

【会 長】 第1号議案「志津川都市計画公園の変更」について、事務局より説明を求め

ます。

【事務局】 それでは、第1号議案「志津川都市計画公園の変更」について説明させていただきます。

まず、議案の説明の前に、都市計画の概要について改めて説明いたします。

都市計画とは、都市計画法の中で、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、公園や道路等の都市施設の整備、市街地開発に関する計画のことを言います。簡単に言えば、良いまちづくりを行うための計画であります。

その都市計画の対象となる地域は、配布した議案書の総括図にて色塗りされた区域のことをいいます。

その中で赤で表現されている松原公園と震災復興祈念公園の2箇所が、今回の都市計画公園の変更の対象となります。都市計画の手続きは、都市計画変更図書作成から、7月13日に住民説明会の開催、7月17日から7月31日までの都市計画変更案の縦覧、その後本日の都市計画審議会にて諮問を行って、都市計画の決定告示となります。都市計画の決定により、都市計画公園の名称、位置、区域、規模が決定され、今後の事業が円滑に実施できるようになります。都市計画の概要は以上であります。

続いて、議案書及び資料1をもとに変更内容について説明いたします。

変更内容は、松原公園が名称、位置、面積の変更、南三陸町震災復興祈念公園を新規の公園として追加するものであります。計画図にて、図中に赤で示しているのが、変更後の公園の位置となり、松原公園については、図中黄色で示している、海沿いの字汐見町から内陸側の字助作へ位置の変更を行い、面積が従前の2.3haから3.5haへ拡張となります。南三陸町震災復興祈念公園については、八幡川の西側の字中瀬町、字廻館前、字塩入、字汐見町にまたがる箇所に、新規で6.1haの公園施設を整備するものです。

具体的な変更の説明に入ります。

まずは松原公園の位置の変更先と区域を説明いたします。

変更先については、災害時に避難が容易となるように高台に隣接して配置ができ、利用者の利便性が確保されるように、高台に移転される住宅や学校施設に近接して配置でき、土地区画整理事業により基盤整備が行われる箇所として、用地の北側を高台への連絡道路、西側を八幡川の河川管理用通路と区画道路の兼用道路、南側をJR気仙沼線、東側は民有地との境界となる箇所へ移転することと計画しました。

続いて、公園の基本計画案について説明いたします。

公園の復旧は、被災前の松原公園に整備されていた施設を復旧する災害復旧事業となります。その中で、被災前の松原公園は、野球場のライト側の部分と陸上競技場が重複し、兼用して利用していましたが、安全性を考え、双方を独立させて整備を行うこととしたものです。

施設については、野球場は両翼90m以上を確保し、陸上競技場も被災前と同じように300mトラックの陸上競技場を整備し、その他、植栽等の修景施

設、遊具施設や用具庫などを整備いたします。

今回の都市計画変更は、位置・区域の決定のために行うものであるため、公園の内容は今後体育協会等との協議の上、計画内容を詰めていく予定としています。

スケジュールについて説明いたします。今回の都市計画審議会を経て、9月に決定告示を行い、12月に災害復旧費の交付申請を行う予定です。事業着手は今年度末頃を予定しており、平成29年度当初に野球場・陸上競技場を部分供用し、平成29年の夏頃に全面供用を行うスケジュールで他の工事事業者等調整中であります。

南三陸町震災復興祈念公園については、従前より震災復興計画の中で八幡川とJRの路線に囲まれた範囲を公園緑地として整備することとしていましたが、この度の決定においては、西側にJR、南側に県道志津川登米線及び国道45号、東側に八幡川河川堤防、北側は従前の町道及び駅前広場の北側用地境界の延長線、以上に囲まれた範囲で公園区域を設定し、約6.1haの面積規模での計画としています。

約6.1haの整備面積については、大きく分けて2つのゾーンで構成されており、復興庁との整備規模の協議等も経て、避難ゾーンを約3.1ha、メモリアルゾーンを約3.0haとして設定しています。

配置予定の施設については、津波の際に海岸沿い地区の一次避難地となる「避難築山」、乗用車約100台とバス3台程度を想定した「駐車場」、日常的な利用やイベント開催のための「多目的広場」、八幡川対岸の観光交流エリアから中橋を渡り公園の盤へと下りる「エントランス」、防災対策庁舎を中心とした慰霊・追悼のための「祈りの場」、訪れた人の散策や祈念植樹等を目的とした「鎮魂の森」の大きく分けて6つの施設・エリアを予定しています。

現時点ではそれぞれの施設・ゾーンを設けることは決まっているが、具体的な配置や構造物の詳細等については検討中となっています。

スケジュールについて、今回の審議会にて可決いただければ、9月を目標に都市計画決定の告示を行い、それを以って祈念公園の事業認可の手続きへと移ります。事業認可の手続きとしては、10～12月までに県との協議を行い、来年1月頃に住民説明会を行った後に、法的手続きを経て2月頃の事業認可を予定しています。

それと並行して、町民の意見を聴取する手続きも進め、今年秋頃から年末にかけて民意調達の方針について確定・実行する予定であり、1月の事業認可の説明会ではそれを反映した計画にて公表する予定としています。

用地買収及び工事のスケジュールについては、年明け前後から買収に向けた説明及び交渉を進め、来年2月の事業認可を以って正式な用地補償契約の締結に着手する段取りとしています。工事の着手については早ければ来年の3月頃から始める予定としており、公園全体の完成については、国道等の工事の進捗にも影響されることから、平成29年度末の平成30年3月の完成の予定としています。

以上にて、第1号議案「志津川都市計画公園の変更」についての説明とさせていただきます。

② 質疑応答

【会 長】 ただいま事務局から説明がありました。これについて御質問又は御意見ございませんか。

【委 員】 松原公園について、配置や規模を変更をしているのであれば原形復旧という考え方とは違うのではないか。

【事務局】 基本的には従前の施設を復旧する原形復旧であります。従前にて陸上トラックと野球場が重複していたところを、それぞれ分離した形であっても原形復旧という考え方を国に認めてもらっています。

【委 員】 公園の面積が大きくなっている。原形復旧でないのであれば、せつかなので400mトラックにて整備する方がいいと考えるがどうか。

【事務局】 国との協議では、従前の300mトラックまでが原形復旧という考え方にあてはまり、400mトラックは認められないという回答を受けていたため、300mトラックにて計画したところです。

【委 員】 復興祈念公園について、旧防対庁舎周辺をTP1.0mで整備を行うと計画されているが、標高が低くないのか。

【事務局】 公園についてもある程度盛土の計画をしているが、従前の土地を確認できる場所も必要であるという考え方もあり、防対庁舎を今後16年間現在の場所に残すということになったという状況もあるため、現在TP1.0mという設計となっています。そのような形で震災の語り継ぎを見せる場を残してもよいと考えています。

【委 員】 祈りの場は、高い所であって、海を見ることができるところであってもよいのではないか。

【事務局】 現在は基本設計の段階であり、祈りの場を高い所にするか低い所にするかの議論については、詳細を詰めている段階で、9月～12月にかけて意見聴取を行うため、皆さんの意見を聞きながら決めていきたいと考えています。

【委 員】 議案の参考資料に入っている。今回都計審で可決されればこのまま整備を行うことになるのではないか。

【事務局】 今回はあくまで位置・規模の内容を審議会にて決定するものであり、中身は今後協議し、詳細は来年2月を予定している事業認可で最終的な形となる予定です。

【委員】 震災復興祈念公園について、築山に避難時のための備蓄等行う考えはあるのか。

【事務局】 現在設計中ではあるが、築山は平場250㎡程度設けて、だいたい125人程度、詰めればさらに多くの方が非常時に避難できる設計となっています。一時避難については、必要最低限の備蓄の確保について、庁内の関係機関と協議を行っているところであります。

【委員】 松原公園について、整備地盤高7mという記述があるが、現状、公園用地が7m以上盛土されているように見える。その状況について、工事の進捗と絡めて報告願います。

【事務局】 現在公園用地は2段で盛土をされているが、1段目は予定している公園の標高であり、2段目は近くの河川堤防や、JR用地との間に埋める盛土のための土を置いている状態です。

【委員】 土の仮置きのために公園の整備が遅れることがあってはいけない。町民の希望として、学校のグラウンドが仮設住宅として使用されており、子供たちが遊ぶ場所が無い状況なので、松原公園の開園はいち早く行ってもらわないといけない。土は置かないといけないものなのか。それとも、前倒しして公園の整備を行えるものなのか。

【事務局】 住民説明会でもそのような要望を受けました。志津川市街地では、高台からの土を置いて嵩上げを行っていますが、現在土を置く場所に苦しんでいる状況です。しかし、高台の工事を止めるわけにもいかないことから、このような状況ではあるが、可能な限り早く松原公園、また震災復興祈念公園の整備を進めていきたいと考えています。補足ではありますが、工事の調整に関して、松原公園用地内に浄水場が残置しており、こちらの移設は早くとも来年度以降という話が出ていますが、運動施設等可能な部分から整備を行っていく予定です。

【委員】 このままの整備では、鉄道用地の部分が谷を作ってしまうのではないかと。鉄道を引くということになった場合は、この現在のルートは使わないと思うので、そのようになった場合に、鉄道用地の町有地化を行い公園を広くする等の見直しはないか。

【事務局】 JRと改めて協議を行い、BRTのルートをどういう形で走らせるかを協議したうえで、この土地の利用方法について検討して行きたいと思います。

【委員】 松原公園の計画について、300mの陸上トラックは公認を目指す考えはあるのか。また、野球場を整備する目的はどのように考えているのか。

【事務局】 今回整備する陸上競技場は、主に小中学生の練習の場として使えればと考えています。従前は、費用がかかる等課題があったため、公認を打ち切っていた経緯があります。そのため、今回はあくまで公認に準拠した形で整備を行うという形であります。

野球場の規模については、従前とほとんど変わりません。防球ネットやナイター照明の整備は行うが、設備の整った野球場は平成の森公園にあるため、松原公園の野球場は、小中学生の練習用に使用する目的で考えています。

【委員】 松原公園について、将来的な利用を考えたら、緑地等を削ってでも駐車場を広げていく必要があるのではないか。

【事務局】 鉄道用地の南側が町有地として換地される予定であり、イベント等行う場合は、そちらの用地を駐車場として利用するという事を考えています。

また、公園の整備においては、緑地率という概念があり、一定量の緑地を設ける必要があるため、公園内以外で、別途駐車場を設けたいと考えています。

【委員】 松原公園南側の鉄道用地の高さはどうなるのか。

【事務局】 調整をしているが、公園とほぼ同じ高さとなる予定です。谷のままにしておけば、雨水がたまる等、問題があるので、造成協力をいただいた上で、JR用地も盛土を行う予定であります。

③ 採決

【会長】 第1号議案「志津川都市計画公園の変更」について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【委員】 「異議なし」

【会長】 以上、第1号議案は原案の通り可決することといたします。

(2) 第2号議案 都市計画道路の変更

① 事務局説明

【会長】 続いて、第2号議案「志津川都市計画道路の変更」について、事務局より説

明を求めます。

【事務局】 本議案については、宮城県が定める都市計画の決定を行うもので、このたび宮城県より南三陸町に対して意見照会があったため、本審議会に付議するものであります。

総括図について、南北に延びて途中に八幡川を渡る路線が、都市計画の名前で「五日町御前下線」、八幡川の左岸側の字汐見町から西へ字田尻畑の方へ延びる路線が「汐見田尻畑線」という都市計画道路となるが、それぞれ2箇所ずつ、変更箇所があります。

変更箇所①について説明を行います。さんさん商店街の前から薬王道前までの区間で、計画の道路に隣接している八幡川の河川災害復旧区間の変更に伴い、今の計画のままでは、図面に示している緑の区域の部分が利用価値の低い土地になるため、図面の黄色い区域とピンクの区域の導線だったものを、赤い区域とピンクの区域の導線にし、河川側に寄せる形で変更し、それにより道路区域と河川区域の間に隙間が空かないようにするものです。

続いて、変更箇所②について、八幡川西側の町道へのアクセスを考慮して、右折レーンを設置するために道路幅員を拡幅するものです。ここは町との協議が完了したため、今回変更を行うものです。

変更箇所③の汐見田尻畑線については、起点部の国道45号交差点の曲線部分を拡幅するため、道路の区域の変更を行うものです。

次に、変更箇所④は汐見田尻畑線の終点部の、水尻川上流の保呂毛橋付近になるが、変更箇所①と同じように、河川災害復旧区間の変更に伴い、変更前は現道に沿った計画だったが、河川及び町道橋の設計が完了したことから、道路を東側に移動した形で変更となります。

以上の4点が志津川都市計画道路の変更点となります。これで説明を終了いたします。

② 質疑応答

【会 長】 ただいま事務局から説明がありました。これについて御質問又は御意見ございませんか。

【委 員】 変更箇所①と④で、津波や豪雨のような災害に際し、川と道路が近づくことで、そこを通る人や町民の皆様に危険が及ばないか懸念されるがどうか。

【事務局】 河川堤防を川側に線形を振ったことで道路と河川の間に隙間ができるので、従前と同じように詰めるため、道路法線も振るというものです。高さについては、従前計画と変わらず津波の高さから堤防高さを決定しており、計画上の問題はないと考えます。

④の変更については、終点部の既設道路に擦り付けるため道路計画を変更するものであり、これはやむを得ない変更であり、こちらについても、津波や出

水の影響を考慮して堤防高を決定しているものであります。

【委員】 現在のさんさん商店街から薬王堂の付近は、現在の高さのまま動かないのか。また、下流側の道路及び堤防のかさ上げは、どこまで影響するものなのか。

【事務局】 詳しい数字を答えることはできませんが、堤防の終点は薬王堂の付近であるため、この地点に向かって護岸の高さが摺り付いていくと考えていただきたい。道路の高さについては、中学校前の位置では若干高くなる計画でありそこから少しずつ落ちていくことになるが、今この場では詳しい数字は答えられません。

③ 採決

【会長】 第2号議案「志津川都市計画道路の変更」について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【委員】 「異議なし」

【会長】 以上、第2号議案は原案の通り可決することといたします。

10 閉会

【課長挨拶】

本日はお盆前の何かとお忙しい中、南三陸町都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

都市計画公園の変更と都市計画道路の変更の2点ご審議をいただきました。

2つの公園スケジュールも説明させていただき、松原公園においては野球場と陸上競技場を平成28年度末に部分供用、平成29年度中に全面供用を目指して整備を進めたいと考えているところです。7月13日に住民の皆様説明会を開催しましたが、その席でも野球場と陸上競技場を1日も早い供用をという要望をいただいたので、要望に沿えるような形で、1日も早く整備を進めていきたいと考えております。

また、震災復興祈念公園については、現在基本設計中であります。9月中には何らかの形で皆様にご説明をさせていただき、意見を聞く考えでおります。その後、年明け頃に説明会を開催し、事業認可を考えているところでございます。整備期間は平成29年度末の平成30年3月までを予定しているところでございます。

これらの工事などにより、今まで以上に工事が輻輳することも考えられるため、ご迷惑・ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解をいただければと思います。本日はありがとうございました。

【事務局】 以上をもちまして、本日の三陸町都市計画審議会を閉会いたします。

以上